

監 査 報 告

令和 5 年 5 月 1 9 日

公益財団法人岡山県育英会
会 長 門 野 八 洲 雄 殿

公益財団法人岡山県育英会

監 事

監 事

光 藤 伸 史
亀 森 敏 宏



令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの事業年度の理事の職務の執行について監査しました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

記

1 監査の方法及びその内容

理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③事業の実施については、計画どおり執行されているものと認められるが、返還金滞納額は減少傾向にありつつも、多額であることから、滞納対策をより一層強化し、回収に努められたい。

(2) 計算書類及び財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。